



Title	福麻呂と田辺氏
Author(s)	井村, 哲夫
Citation	語文. 1965, 25, p. 3-14
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68557
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

福 麻 呂 と 田 辺 氏

井 村 哲 夫

- 一 上毛野氏
- 二 新撰姓氏錄所載の上毛野氏と田辺氏
- 三 田辺氏上中下三流
- 四 仲麻呂派田辺氏
- 五 諸兄派田辺福麻呂

一 上毛野氏

東國に、その武勇をもつて鳴る上毛野氏の一族があった。その始めは崇神天皇々子豊城入彦命に発すると称する。即ち、崇神紀四十八年条に

夏四月、戊申の朔にして丙寅の日、活目の尊を立てて皇太子としてしたまひ、豊城の命をして東の国を治めしめたまひき。こは上毛野君、下毛野君の始祖なり。（朝日古典全書『日本書紀』による。以下同じ）

とあり、また景行紀五十五年条

春二月、戊子の朔にして壬辰の日、彦狹島の王を、東の山の道の十五国の都督に拝けたまひき。こは豊城の命の孫なり。云々同五十六年条

秋八月、御諸別の王に詔したまひしく、「汝が父彦狹島の王、任さし所に向くことを得ずして早く薨りぬ。故、汝専東国を領めよ」とのりたまひき。この以に御諸別の王、天皇の命を承り、また父の業を成さむとして、行き治めて早く善き政を得たり。……（中略）……これに由りてその子孫今に東の国にありと記されて居り、国造本紀にも、崇神朝豊城入彦命の孫彦狹島命が初めて東方諸国を治めて封となしたと記す。

この上毛野氏が、武勇の名を負っていたことは、東国経営に当るものであったことでも明らかであり、狹穂彦の乱を討つて「倭日向武日向彦八綱田」と称せられた將軍「上毛野君の遠祖八綱田」も居た（垂仁紀五年条）。東国だけでなく、海を渡って朝鮮経略にも力があった。神功皇后紀四十九年条には、新羅征討の將軍、上毛野君の祖「荒田別、鹿我別」の名が、また仁德紀五十三年条には朝貢せぬ新羅に送った將軍「上毛野君祖竹葉瀬」及びその弟「田道」の名が見える。因に、竹葉瀬、田道は荒田別の子と言う（新撰姓氏錄河内皇別「止美連」条）。天智紀二年三月及び六月条にも、新羅征討の將軍「上毛野君稚子」の名が見えてくる。かくて、舒明紀九年条、蝦夷征討の將軍「上毛野君形名」の妻が、敗走する夫に向つて、

つたのである。⁽²⁾

「汝の祖等は、蒼海を渡り万里を跨え、水表の政を平けて威武を後
の葉に伝へき。今汝頓に先祖の名を屈かば、からならず後の世に嗤は
えなむ」と言って励まし、祖先の威武の名を誇ったというのもうな
づけるわけである。

これが、天武紀十三年十一月条に「上毛野朝臣」姓を与えられた
と見える東国の大豪上毛野氏である。

ところで、新撰姓氏錄河内皇別に「止美連」あり、先述の「上毛
野君祖竹葉瀬」の弟であり「荒田別」の男である「田道」が、百濟
に遣され止美邑具女をめとて、その子孫の熊次、新羅らが欽明朝
に來朝し、止美連となつた、と称している。

その「竹葉瀬」はまた弘仁私記序（甲本日本書紀私記）に「諸蕃
雜姓記」に注して次のようにある、その「竹谷」であるらしい。⁽¹⁾

田辺史上毛野公池原朝臣住吉朝臣等祖思須美和德兩人大鶴鷦
皇御宇之時自百濟國化來而言、己等祖先是貴國將軍上野公竹合
也者天皇矜憐混彼族訖（云々）

長期にわたる朝鮮経略の間に、その血筋が彼の地に残るというこ
とも実際にあり得ようし、多少のゆかりを頼って帰化人の族が本朝
の豪族と同祖と称してその庇護を求め、保全を図るといふことも一
分あり得る。帰化の後に、支配被支配の関係あるいは婚姻の関係な
どから詐称する機会を得ることもあつたであろう。

こういうわけで、荒田別、竹葉瀬、田道という伝承上の人物の名
で象徴せしめ得るところの、朝鮮経略に力のあつたある一族を中心
として、それへ帰化人の諸族が複合してゆき、ついには新撰姓氏錄
にみるように、上毛野氏と同祖同系を称する数多くの諸氏の出現を
見るに至つたのであろう。田辺氏もまた、そのうちの主要な一族だ

二 新撰姓氏錄所載の上毛野氏と田辺氏

新撰姓氏錄左京皇別下に

上毛野朝臣

下毛野朝臣同祖。豊城入彦命五世孫多奇波世君之後也。大泊瀬

幼武天皇^{裕達}御世。努賀君男百尊。為阿女產一向聲家犯夜
而帰。於応神天皇御陵邊逢騎馬人相共詰語。換^レ馬而別。
明日看^ニ所^ニ換^レ馬^ニ是土馬也。因負^ニ姓陵辺君。百尊男德尊。孫斯
羅。謚^ニ皇極御世。賜^ニ河内山下田^ノ以^ハ解^ニ文書^ヲ為^ニ田辺史^ノ宝字
稱^ニ德孝謙皇帝天平勝宝二年。改賜^ニ上毛野公^ノ今上弘仁元年。改
賜^ニ朝臣姓。續日本紀合。〔佐伯有清氏『校訂新撰姓氏錄』によ
る。以下同じ〕

また、右京皇別上に

上毛野朝臣

崇神天皇皇子豐城入彦命之後也。日本紀合。

とあり、田辺氏については、右京皇別上に

田辺史豊城入彦命四世孫大荒田別命之後也。

また、右京諸蕃上に

田辺史出^レ自漢王之後知^レ也。

と載つてゐる。

まず、左京皇別下の上毛野朝臣は、豊城入彦命五世の孫多奇波世
君（竹葉瀬、竹合）の後であり、雄略の代「陵辺君」を、皇極の代
「田辺史」を名乗るようになり、天平勝宝二年「上毛野公」姓を与
えられ、更に弘仁元年「上毛野朝臣」姓を賜わつた、といふのであ

る。

雄略の代の百尊の孫斯羅が皇極の代に云々というのも年代的に遠く、関晃氏は田辺氏を「大化以前の新しい帰化人」と分類されて居り、⁽³⁾三品彰英氏は欽明朝頃の帰化と見て居られる。⁽⁴⁾

その「上毛野公」賜姓については、佐伯有清氏も指摘されたように、統紀天平勝宝二年三月戊戌条に

賜三中衛員外少將從五位下田辺史難波等上毛野君姓。

と見えている。ただ『日本古代人名辞典』で検索するに、「勝宝元四より上毛野君とみえるが、同一・八頃までは田辺史ともみえ上野にもつくる」という田辺史秋上、「勝宝元頃より上毛野君（公）とみえるが、勝宝三までは田辺史ともみえる」という田辺史真人、天平二十年五月すでに上毛野公姓を名乗る上毛野公伊加万呂などが居るので、田辺史姓から上毛野君（公）姓への改姓は、公的には統紀及び姓氏錄の記載の通り天平勝宝二年からであったが、私には天平末年頃から称するものもあった、というようなことであろうか。これも、田辺氏の氏人の、上毛野姓へのあこがれを示すものと見られようか。次に、弘仁元年度の朝臣姓賜姓については、日本後紀散逸のためか記事を見ることが出来ないが、佐伯有清氏も指摘されるように、『日本後紀逸文』（朝日新聞社刊六国史）大同四年九月甲辰朔条（類聚国史、日本紀略）に「正六位上上毛野公頼人」と見え、その頼人が日本後紀弘仁元年九月戊申条には「大外記外從五位下上毛野朝臣頼人」とあるのを見ると、弘仁元年朝臣姓を賜わったという姓氏錄の記事は信用して良いのである。⁽⁵⁾

ところで、此の左京皇別下上毛野朝臣について、太田亮氏『姓氏家系大辭典』（「上毛野」の「5河内の上毛野君」）の項。第一卷一七

四二（頁上段）に

漢族、田辺史の裔なり。

また（「10河内の上毛野朝臣」の項。同一七四二（頁下段）には

漢族上毛野氏の後なれど、毛野氏族と称す。

として、右の姓氏錄の記事及び雄略紀九年条に載す田辺史伯孫と土馬の説話をひき

其の伯尊なる名、又史姓なる事、又右京諸蕃に「田辺史は漢王の後、知聰より出づる也」とある等により、確實に漢帰化族にして、豊城入彦命裔と云ふは冒系に過ぎざるを知るべきなり。とある。諒解すべきであるが、ここで「漢帰化族」とされたのは如何。右京諸蕃田辺史が「漢王之後」という祖先伝承を持っていることを証とされているが、この右京諸蕃田辺史がそのような祖先伝承を持つに至ったことには、別的事情があるよう考えられる。

雄略紀九年条に伝える田辺史伯孫の話には、飛鳥戸の郡の人伯孫の女が古市郡の書首加龍の妻であったと言う。書首は天武十二年連姓を、次いで十四年忌寸姓を与えられた文忌寸である。また、日本靈異記中巻第十一話には、聖武の代、紀伊國伊刀郡人文忌寸字上田三郎の妻上毛野公大椅の女の話が載っている。（大椅は勝宝一年改姓の旧田辺氏の家筋のものである。聖武天皇の御世として上毛野公姓を冠して、いとも、それは靈異記成立當時の姓によつた追記の類であるう。さて、これら二つの話は、田辺氏が河内國や紀伊國で、従つて田辺氏一般の傾向として見なししるかと思うが、帰化人同志の文氏との間に婚姻を通じて親密な関係を保つていたことを推測せしめている。ところで、その文氏は、百濟の博士王仁を始祖とする祖先伝承を持っていたのであるが、統紀延暦十年四月戊戌条に

見ると、文忌寸、武生連らがその本系を奉して

漢高帝之後曰鸞。々之後王狗転至百濟。百濟久素王時。聖朝

遣使徵召文人。久素王即以狗孫王仁貢焉。

是文。武生等之

祖也。

と書いて宿禰姓を賜わっている。これによると、文氏らの祖王仁をさらにさかのぼると漢王に至るというのである。漢王の裔として祖先伝承を飾る傾向が遅くとも延暦の頃に文氏にあつたことになる。

このような文氏と婚姻等を通じて親密な関係を保つて、いたと思われる田辺史のある家筋が、やがてまたその祖先伝承を漢王之後と称して飾るに至ったと考えることは容易である。従つて、田辺氏は、

右京諸蕃田辺史の「漢王之後云々」との所伝にかゝわらず、百濟帰化族であり、かつ、左京皇別下上毛野朝臣、右京皇別上田辺史、右京諸蕃田辺史は、同族であったと考えておいてさしつかえあるまい。漢族と考えることも田辺氏に二流ありと考へる必要もないであろう。

次に、右京皇別上の上毛野朝臣はどうか。東國の大豪であつて天武十三年に先ず朝臣姓を賜わった上毛野氏が、姓氏録に記載されていないうものや、不審である。この方は東国系の上毛野氏の家筋と考えおくのがおだやかということらしい。『姓氏家系大辞典』同説である（「上毛野」の「上毛野朝臣」の項。第一巻一七四二頁中段）。

次に、右京皇別上の田辺史はどうかと言ふと、統紀天平勝宝二年三月戊戌条に田辺史難波等に上毛野君姓を賜うと見え（既述）、同宝龜八年正月戊午条にも

左京人從七位上田辺史広本等五十四人賜姓上毛野公。

とあり、同じ田辺氏でも上毛野君（公）賜姓につけて最初のグルー

プ（難波等。これが左京皇別下上毛野朝臣の家筋である）と、第二のグループ（広本等五十四人）とがあつたことを知るが、この両度の改賜姓にも洩れた家筋（第三グループと呼ぶ）があつて、統紀記載の人物では、田辺史淨足（所見、宝龜九年十二月庚子条、延暦元年六月辛未条、同八月庚申条）の名が見えている。右京皇別上田辺史は、この両度の改賜姓に洩れた第三グループの家筋であろうと考えられるのである。

三 田辺氏上中下三流

さて、皇極朝以前に田辺史姓を名乗るものは管見に入らない。雄略紀九年七月条の「田辺史伯孫」は、閑見氏も言われたように「田辺史の祖の伯孫」と書くべきところであった。姓氏録の記事の通り、田辺史という氏姓は皇極朝に始めてあらわれたものと考えてよい良い。

ところで先述のように、同じ田辺氏の中でも、勝宝二年に上毛野君姓を賜わった難波らの第一グループと、それから二十七年後のことになる宝龜八年に同じく上毛野公姓を賜わった広本ら五十四人の第二グループと、さらにその両度の賜姓にも洩れた第三グループとの、三流の家筋があつたのである。

上古以来の大豪上毛野氏の同族と称する田辺氏の氏人にとって「上毛野氏」を名乗ることは多年の宿願であつたろうと思われる。その望みを実現してゆくのは、同じ田辺氏でも、先ず勢力ある主流の家筋からであるにちがいない。

田辺史姓を得た皇極朝以後、難波等が上毛野君姓を賜わった勝宝二年三月以前に於て、書紀・統紀に名を留める田辺史姓の者には

鳥（孝徳紀白雉五年二月、遣唐判官）

田辺小隅（田辺史姓なるべし。天武紀元年七月、壬申の乱近江

軍別將）

百枝（文武四年六月甲午条、撰定律令。懷風藻作者、大學博士）

首名（同右条、撰定律令）

比良夫（和銅三年正月甲子条、授從五位下）

難波（神龜二年閏正月丁未条、授熏六等。天平九年四月戊午条、

正六位下、出羽國守。同十一年四月戊寅条、授外從五位下。同十六年十一月庚辰条、授從五位下。勝宝二年三月戊戌条、

賜上毛野君姓）

広足（天平三年正月丙子条、授外從五位下。同年十二月乙未条、

甲斐國守）

高額（天平十七年正月乙丑条、授外從五位下、同年九月戊午条、

為參河守）

広浜（勝宝元年八月癸亥条、授外從五位下）

の計七名がある。この人達は、史乘に名を留める人たちである以上、

幾つかある田辺氏の家筋の中でも、上層または主流の人たちであつた筈である。

しかるに、勝宝二年三月以後、広本ら五十四人が上毛野公姓を賜わった宝亀八年正月以前に於て、田辺史姓を名乗る者は統紀にひとりもあらわれない。その一方、上毛野君姓を名乗る者は、前記の難波（勝宝六年正月壬子条、授從五位下）

広浜（宝字元年五月丁卯条、授從五位下。同二年十一月乙未条、授從五位上。同五年十月辛酉条、遣唐使船。同六年正月戊子条、為左京亮。同八年正月己未条、為近江介）

の二名を含めて

真人（宝字元年五月丁卯条、授外從五位下。同四年六月乙丑条、

為養民司。同七年正月壬子条、為美作介。景雲元年正月癸酉条、

復本位外從五位下。同二年二月癸巳条、為造東大寺大判

官）

牛養（宝字五年正月壬寅、外從五位下、為美濃介。同年十月壬子条、為能登守）

石瀧（宝字八年九月庚申条、授外從五位下）

息麻呂（宝亀四年正月癸未条、授外從五位下。同五年三月甲辰

条、為周防守）

ら計六名がある。この六名の中、石瀧と息麻呂を除いて四名は、旧田辺氏であり、勝宝二年上毛野君姓を与えた先述第一グループに属する者であることは明らかである。⁽¹⁹⁾ 石瀧、息麻呂の二名も同様

と考えておきたい。即ち、第一グループは、田辺氏の中でも上層、主流の家筋のものたちであることを知ることである。

また、宝亀八年正月、広本ら五十四人が上毛野公姓を与えた後に、上毛野君（公）姓を名乗るものは、広本はふたゝび統紀に名を出さず。

大川（宝亀九年十月乙未条、遣唐錄事。同十年四月辛卯条、授外從五位下。天應元年五月癸未条、大外記、為兼山城介。同年十二月丁未条、為御裝束司。延暦三年十二月己巳条、授外從五位上。同五年正月戊戌条、授從五位下。同年六月丁卯条、為主計頭）

薩摩（天應元年四月癸卯条、授外從五位下。同年五月乙亥条、為中宮少進。延暦二年二月壬申条、為内藏助。同三年三月乙

西条、為但馬介。同九年三月壬戌条、為主税助)

我人（延暦三年四月壬寅条、授外從五位下、為衛門大尉。同四

年十一月丁巳条、授外從五位上。同五年十月甲子条、為兼西
市正）

の三名の名が見えるが、このうち大川は注7で記したごとく左京皇別下の上毛野朝臣すなわち旧田辺氏の家筋のものであり、かつ第一グループのものであることが確かである。薩摩は、請経使として「上毛野薩摩」の名がすでに天平十七年に見え（『大日本古文書』八・一九二頁）、それは勝宝二年より五年前のことであるから、あるいは旧田辺氏の家筋ではなく、東国系上毛野氏の傍系乃至配下のものであつたかもしれない。いずれにせよ広本らの第二グループでないことはたしかである。我人のみはきめ手がない。次に、兩度の賜姓に洩れた田辺氏は、宝亀九年以後に、田辺史淨足の名がひとり統紀に留められるのみである。

田辺史淨足（宝亀九年十二月庚子条、授外從五位下。延暦元年六月辛未条、為木工助。同年八月庚申条、為伊豆守）
さて、田辺史姓、上毛野君姓の、書紀・統紀にあらわれる右の如き様子から推測できることは次のような事情である。

勝宝二年に上毛野君姓を得た難波ら第一グループが、同じ田辺氏の中でも勢力ある主流の家筋であり、上層を成し、一族を率いて立っていた。

△先にもあげた真人が、大舍人田辺岡麻呂なるものを「親族之道、不得默遁」とて写經所校生に推挽したり（『寧楽遺文』中五三四頁）、やはり先にあげた息麻呂と同一人らしい上毛野公奥麻呂の戸口に田辺来女なるものが居たこと（『寧楽遺文』中六六七頁）

などは、主流の家筋のまわりに、賜姓に洩れた二流の田辺姓のものが依存していた事実を示しているようと思われる。この主流の家筋がまた、弘仁元年に先ず朝臣姓を賜わるのである。即ち弘仁元年に朝臣姓を与えられたと思われる頼人は、第一グループの大川の子なのである。そして、弘仁元年より二十数年後の天長十年及び承和二年、さらにまた二十数年後の貞觀五年にそれぞれ上毛野公姓のものが朝臣姓を与えられて居るのは、旧田辺氏の二流以下の家筋の場合であるとみなして良いであろう（『続日本後紀天長十年二月甲申条。承和二年十月戊戌条。三代實錄貞觀五年十一月廿日己酉条。』）。

次いで、広本ら五十四人の第二グループが第二流の家筋であつて、宝亀八年頃上毛野公姓を得る程度に活躍していたのであるらしい。△頼人が朝臣姓を賜わったらしい弘仁元年より後に、尚公姓を称する左記の者達は、この第二グループの家筋のものであろうか、あるいは主流ではあったが朝臣姓賜姓の際には洩れた者なのか、そのあたりはよくわからない。たゞ、天武十三年に朝臣姓を与えられた東国系の上毛野氏の亞流で公姓のまゝのものが弘仁頃からやっと史乘に名を現わしだしたというようなことではないだろう。上毛野公継（嗣）益（日本後紀弘仁元年十二月庚午条、大初位下、為遣渤海錄事。同二年十一月乙亥条、追贈從六位下）
同賀美麻呂（日本後紀弘仁元年十二月甲戌条、授外從五位下）

同 真綱（日本後紀・逸文・弘仁十三年正月己亥条、授外從五位下）
同 祖繼（日本後紀・逸文・弘仁十三年十一月丁巳条、授從五

位下)

同 繼綿（同右条、授外從五位下）

同 清瀬（端）（日本後紀・逸文・天長二年正月辛亥条、授外從五位下。統日本後紀承和元年正月癸亥条、為伊豆守）

同 氣多麻呂（日本後紀・逸文・天長六年正月己丑条、授外從五位下）▽

次いで、勝宝二年及び宝亀八年のいずれの賜姓にも外れた淨足らのグループが、田辺氏の三流乃至は傍系の家筋であつたらしい。

△淨足の名を統紀に見た後は、

田辺吉備成（統日本後紀承和三年五月丙辰条、左兵衛少志。無姓か？）

田辺史宅主（三代実錄貞觀元年十二月廿七日戊申条、左馬寮史生從六位上）

らの名を史乘に留めた程度であった。▽

更に先述の如く右の他に、田辺氏の本流から離れて、書氏らと緊密な関係の生ずるまゝに漢王の後を称して独立していった家筋もあつたわけであろう。

△右の吉備成、宅主がこれであるかどうかはわからない。▽

四 仲麻呂派田辺氏

田辺氏が、皇極朝に「文書を解するをもって」田辺史姓を賜わつた斯羅なる人物や、律令撰定に参画して功のあった百枝（櫻風藻作者、大學博士）同じく首名ら学者として名を留めた人物から始まって、天平以後になると国司クラスの人物がかなりの数で輩出していくようになることは、田辺氏が、学者・文人的性格から次第に政

治的性格をもつた氏族へと変つていった様子を示しているものであろう。上毛野君姓を獲得して「史」姓を棄てたのも、その間の事情を名の上から物語つていると言えようか。しかし、弱小な氏族、それがも帰化族系の田辺氏が、政治的に進出すことを図るには、その時々の権勢家に親近すること以外にはあまり道もなかつたのではないか。本朝に帰化した当時、同祖と称して自分達の保全を図ろうとした東国の大豪上毛野氏は、田辺氏自らが国司クラスの人物を幾人か政界に送り出すことができるようになった今は、もはや頼むに足りない。

勝宝元年頃、當時三位大納言であった藤原仲麻呂家の家令に、外從五位下田辺史某が居た。¹⁴また、先にあげた牛養は、勝宝五年頃から宝字二年頃にかけて、仲麻呂のいわば本營である紫微中台の小疏、大疏であったことがある。¹⁵野村忠夫氏は、牛養が紫微小疏及び、藤原氏の伝統的地震たる美濃の國の介の経歴を持つこと、また宝字五年十月能登守に転じて以降史料上から姿を消していくことながら、牛養に仲麻呂派百人の性格をうかゞうことが出来ると言われている。¹⁶また、先述息麻呂と同一らしい上毛野公奥麻呂の戸口に田辺来女なるものが居て、越前国足羽郡道守村に墾田十一町十七歩を有していたが、船王の墾田七段二百七十七歩と共に「依有罪人支儻」という理由で没官されている。¹⁷船王ともども、宝字八年の仲麻呂の事変に関与した罪を受けているのである（『日本古代人名辞典』）。また、天平二十年頃、仲麻呂の弟の藤原乙麻呂（弟麻呂）の家の知宅事として、従八位上田辺史立万里なるものが居た。¹⁸仲麻呂の兄弟でも長兄の豊成のように、仲麻呂が障害として却けようとしたものも居たが、この乙麻呂は仲麻呂一派であったようだ。¹⁹

これら的事実は、田辺氏（上毛野氏）が天平末から勝宝初年へかけて漸く天下の実権を掌握するに至った藤原仲麻呂家に親近する姿勢をして居たことを、推測せしめて十分であろう。考え合わせられることに次のような事実もある。先述の眞人が、宝字七年正月に美作介になつた後、何の理由か不明だが官位を奪われているのである。神護景雲元年正月癸酉条に、無位から本位外従五位下に復せしめられていることからそれが判るのであるが、この处罚もまた恐らくは宝字八年の事変に関係しているものでないかと疑える材料なのである。牛養が宝字五年十月以降史乘に名を見せなくなるような事情は、先述広浜にもあって、宝字八年正月己未条近江介になつた記事が最後のものである。野村忠夫氏は、近江国が美濃、越前などと共に仲麻呂政権の地盤であったこと、広浜の左京亮當時、左右京尹久須麻呂（仲麻呂の子）のもとにあつたことなどから広浜を仲麻呂派官人と推測されている。⁴⁵

五 諸兄派田辺史福麻呂

万葉集に見える田辺氏、上毛野氏には

田氏真上（五・八三九番作者）

田氏肥人（五・八三四番作者）？

田辺史福麻呂（卷六、九、十八）

田辺秋庭（十五・三六三八番作者）

上毛野牛甘（二十一・四四〇四番作者）？

上毛野君駿河（二十一・四四〇七番左）

らがある。

「田史真上」は、天平二年大宰帥大伴旅人邸で行われた梅花宴の

作者の一人であり、時に筑前守であつたが、これが天平十七年頃詔陵寮大允從六位上であった田辺史真上（『大日本古文書』二・四七一页）であろうことは別に述べた。

同じく梅花宴に出席している小令史「田氏肥人」は、田口氏、田中氏、田部氏等考えられるが、小令史という職掌は他のどの氏よりも田辺史の一頁にふさわしいようにも思える。無論断定はできぬ。

「田辺秋庭」は、天平八年の遣新羅使人の一行の一人であり、姓が記されていないが史姓と思われる。卷十五遣新羅使人の作品の作者名の注は、雪宅麻呂、土師稻足、秦田麻呂等姓を記さないでいて、その雪宅麻呂が連姓であったことは三六八八番題詞によつて明らかであるから、作者名の注には姓を記すことを省略する例のようである。秋庭も史姓で、これも錄事などの職掌で渡海したものであるうか。

「上毛野牛甘」は、勝宝七年相替の上野国防人の助丁と記され、これは無姓であつて、東國上毛野氏の配下であつた家筋のものであらうか。

「上毛野君駿河」は、右の度の上野国防人部領使であり、時に大目正六位下であつた。勝宝二年上毛野君姓を得た旧田辺史姓のものであろうと思うが、きめ手は無い。

さて、「田辺史福麻呂」は、「田辺史福麻呂之歌集」の編者であり、長歌一首、短歌三十四首が万葉集に收められている、第四期の作家である。福麻呂について契沖は

聖武紀云。天平十一年四月正六位上田辺史難波授外従五位下。此難波か子などにもや有けむ。天平廿年橘左大臣の使として家持越中守たるか許へつかはされければ、左大臣の家礼なるへし。

（『代匠記』初稿本）

と言つてゐる。卷十八巻頭

天平廿年春三月廿三日左大臣橘家之使者造酒令史田辺福麻呂^一家持館^二云々

との題詞に名が見える。造酒令史は大初位上相当の職掌であるが、大初位上はまた職事一位家少書史程度の位階であつて、とても当時左大臣從一位であった諸兄の家の家令にはなれない（職事一位家令は從五位下相当）。あるいは諸兄の家の書史であつたことがあるのかもしれぬがきめ手はない。たゞ福麻呂が、諸兄に親近する者であったことは確かである。諸兄の、おそらくは私的な使者として越中の家持のもとへ遣わされたのも、信用されているものでなくては出来ないことがある。後にも述べるが、天平十六年難波の宮にあった元正太上天皇をもてなすための諸兄邸での遊宴や遊覧に、福麻呂は諸兄に扈従していいたようである。福麻呂は、諸兄の家の書史とか知宅事といった経歴があつて、その文筆の才や歌の才と共に、越中での家持らとの交わりで見るような中々社交上手らしい如才ない性質を買われて、側近く使われていた者なのであらうか。

越中に赴いた福麻呂は、国守大伴家持や豫久米広縄らによって、家持館、広縄館の饗宴や布勢水海遊覧などの盛大な款待を受けている。巻十八に収める二十数首の歌群は、家持館の饗宴の歌も、布勢水海遊覧の際の歌も、広縄館の饗宴の歌も、先ずは福麻呂の作歌あるいは詠歌の古詠を頭に置いて、福麻呂はある程度の扱いである。此時とばかりに家持が、この高名な歌人福麻呂を主賓に迎えて詠歌を求める、また歌を挑んだような観がある。これは、左大臣家の使者という格式だけでなく、福麻呂の歌人としての高名によるところも大きかったらしい。諸兄が、左大臣家の、国守に向けてつかわ

す使者としてはあまり見映えのせぬ身分の福麻呂を選んだ理由の一つには、歌人家持に対しては歌人福麻呂をという配慮があったものらしい。

しかし、家持の福麻呂に対する盛大な款待は、ただそれだけ的理由でもなかつたようと思う。澤瀉久孝博士によれば天平十六年夏のことになるが（注18）、難波宮にあつた元正太上天皇をもてなすために諸兄がもよおした遊宴、遊覧の際の、太上皇、河内女王、粟田女王、諸兄らの歌が巻十八に七首（四〇五六・四〇六二）収められて居り、これらはその遊宴の際に諸兄に扈従していいた福麻呂が伝説して家持に記録させたものであると言われている。とすれば、その御製や女王らの歌が、諸兄家の賛美の内容をもつて居ることは、諸兄派福麻呂の、家持に対する効果的なプロペガンダに他ならず、それらに和して家持が「後追和縄歌二首」（四〇六三・四〇六四）などを作つて共鳴していることなど、福麻呂の役割はどうみても諸兄派のプロペガーナ乃至オルガナイザーのようなものであつたらしく私は思われる。家持は、それよりかなり以前から諸兄に接近していたらしいが（注19）、天平二十年と言えば聖武代から孝謙代へと移り変る瀬戸際の年であり、翌勝宝元年九月紫微中台の官制が設けられて橘氏と仲麻呂派との勢力の均衡がにわかに崩れてゆく、その直前の年なのであるから、大伴氏の統領家持に向けての諸兄の私的使者福麻呂には、どうも政治的なにおいてがするのである。墾田の用務（全註釈、私注）、万葉集編纂の打合せ（尾山篤二郎氏）等の用件と見る意見もあるが、そのような平穡無事なそれではなくて、仲麻呂派に対抗しての諸兄派と大伴氏との接近の中では、福麻呂が一役買っているもののように思われるるのである。なにしろ、藤橘の勢力

のバランスが崩れ始めた途端に、橋氏の命運を賭けての奈良麻呂らのクーデターが起つたような、緊迫した政情下にあつたのであるから。家持と福麻呂との間で、ここ数年来の政情動向や支配層の動向についても話が交わされたであろう。前述の、元正、諸兄らの君臣和合の歌語りも、その話の中の一つであつたのだろう。後年、奈良麻呂の乱に荷担した大伴池主は、当時越前守であつたから、このたびの福麻呂の旅には越前訪問も入つてゐたかもしれない。

福麻呂に対する家持の盛大な款待は、諸兄に対し示す忠誠心の如何にある布勢の海ぞも

ここだくに君が見せむと吾をとどむるなどといぶかる必要はなかつたのである。

私注には、次のような意見も提出されている。すなわち「田辺福麻呂之歌集」には

……姓を称してないが、省略したのか、或は後に姓を与へられたのか、或は後に姓を被はれた事があり、歌集の成立は其の後であったのか、全く明かでない。但し、その橋家との関係から見て、宝字元年奈良麻呂等の乱に関与し、池主等と共に除名されると考へるのは最も自然である。

福麻呂の使者の用件が政治的なものであったのか、その歌集に姓を称していないのは奈良麻呂の乱に関与したためなのか、これらの推測の当れるや否やを知らない。ただ、福麻呂が諸兄一派に、また奈良麻呂の乱に多くの徒党を出した大伴家に、一通りでなく親近していた者であることは確かである。

とすると、先程から述べてきたように、藤原仲麻呂派に親近する

姿勢を有していた田辺氏一統の中で、福麻呂の立場はすなはち異端であった。すくなくとも、仲麻呂の家の家令であつた田辺史某、紫微中台の役人であった牛養、仲麻呂の乱に関与して罰せられた田辺来女、その戸主（夫？）奥麻呂、同じくそのために官位を奪われたものらしい真人、藤原乙麻呂家の知宅事であつた立万里、等の家と福麻呂の家とは、藤橘二家が相抗争する天平末から勝宝、宝字にかけての時期に、互に对抗馬に各々の家の運命を賭けて居たのである。

帰化人の一族が、多少のゆかりを頼つて本朝の豪族上毛野氏の同族を称しつゝ、文筆の業をもつて中央に進出し、律令撰定にも参加し、次第に政治的な氏族へと変貌しつゝ國司クラスの人物を幾人か送り出すようになり、やがて藤橘二氏の政争の渦の中で、あるいは仲麻呂派に、あるいは諸兄派に、人々の運命を賭けて離反し分裂する、そういう帰化人系の一小族田辺氏の一員であつた福麻呂の諸作品は、久邇京を讃美する歌といふ、三香原荒城を悲傷する歌といふ、家持と共に布勢水海に泛んだ歌といふ、万葉の片隅に咲いた幾輪かのあだ花にも似て、田辺一族の儂ない夢と恨みをひそめている。

注

1 関晃氏『帰化人』二十八頁。

2 かよう、上毛野氏はその性格に問題の多い氏名であつて、近時、志田諱一氏（『古代史における毛野の性格』『日本歴史』一〇号）、佐伯有清氏（『上毛野氏の性格によせて』『日本歴史』一六号）、志田氏（『ふたたび『毛野の性格』について』『日本歴史』一二〇号）、佐伯氏（『上毛野氏と田辺氏との関係について』『続日本紀研究』五卷九号）志田氏（『上毛野氏と帰化系氏族』

特に田辺氏との場合」『日本上古史研究』三巻四号等の論争を見た。更に、三品彰英氏の新見解（「荒田別・田道の伝承——帰化人と上毛野氏——」『朝鮮学報』三十一輯）も提出されている。

3 関晃氏、注1。

4 三品彰英氏、注2。

5 田辺氏が上毛野氏を名乗るようになった理由について、佐伯有清氏は、田辺史難波が対蝦夷政策に当った養老天平の頃、同じく蝦夷経略に従事していた上毛野氏やその同族大野氏と接触したことが、上毛野氏と同祖と称する機会を与えたとし、八世紀に於ける帰化系氏族の詐称の一端と考えておられる。それに対して、「これでは田辺史以外の数々の上毛野氏仮冒諸氏の説明は出来ない。社会事象の一つである姓氏問題には、一回きりの特殊事件だけからは充分説明の出来ない文化史的な根の深さがある」と批判される三品彰英氏は、上毛野君の祖先荒田別が百濟から文首らの祖先王仁を伴い帰つたという伝承から荒田別は西史の一族の受入れ親的存在であり、両者の間に族的結合が考えられるとして、この族的結合を持つ集団の人々（荒田別らと西史ら）が馬文化をもつて東国に移り、先ず上毛野氏を名乗るに至つたのであるとされ、欽明朝頃帰化した田辺氏は「河内（あるいは攝津西境）に住み、西史群に属し、やがてその祖先伝承まで攝取することになった」のだと論ぜられている。即ち、西史との関係から田辺氏が上毛野氏同祖を称するに至つた経緯を考えておられるようであるが、如何であろうか。田辺氏が婚姻等を通じて西史と親近な関係にあったことは諒解される。後述するように、姓氏錄右京諸蕃上田辺史については文氏との関係から漢王之後という祖先伝承を持つに至つた家筋

かとも私考する。しかし、第一に上毛野氏と西史との族的結合の関係は、氏自身言われるよう明確でなく、両者を結ぶものは荒田別が王仁を伴い帰つたという伝説だけである。それに、新撰姓氏錄を見るところの上毛野氏と同祖同系を称して祖先伝承を飾る傾向を持つ田辺史、韓矢田部造、止美連その他の諸氏と、王仁を祖としやがては漢王にまさかのぼつて祖先伝承を飾る傾向を持つ文・武生氏らとは、両者上毛野氏に対する姿勢を全く異にしている。祖先伝承が異なることはやがて自他の区別を意識していることであろう。上毛野君祖荒田別と西史との間、西史と田辺氏との間に、どのような又どの程度の族的結合があつたのか、三品氏の御見解は尚右のような素朴な疑問を解決してくれない。

6 佐伯有清氏「新撰姓氏錄の研究・研究篇」七一頁。尚、穎人は姓氏錄撰者の一員であり、上毛野朝臣の本系を提出したのが彼自身であった。

7 穎人は、その卒伝（日本後紀逸文弘仁十二年八月辛巳条、類聚國史、日本紀略）に「從五位下大川之子也」とある。佐伯氏は難波——大川——穎人という親子関係と見て居られる（前掲書三七三頁）。

8 関晃氏、前掲書二十八頁

9 真人、牛養はそれぞれ「田辺史真人」「田辺史牛養」と同一人である（『日本古代人名辞典』）。

10 天平勝宝元年八月八日の日付けのある「大納言藤原家牒」（『大日本古文書』三・二七三頁）に「外從五位下行家令田辺史暇」と見える。

11 天平勝宝五月（年カ）十二日（月カ）廿一日の日付けある「紫

微中台牒」(『大日本古文書』三・六四〇頁)に「少疏上毛野君牛養」と見え、また天平宝字一年八月十八(九カ)日の日付けの「東寺写經所經師召文」(『大日本古文書』十三・四八八頁)の後に

「宮上毛野大疏」と見えるのも牛養であろうと、『日本古代人名辞典』言う。

12 野村忠夫氏「仲麻呂政權の一考察」『岐阜大学研究報告(人文科学)』第六号

13 神護二年十月の「越前国司解」(『寧楽遺文』中・六七〇頁)に……船王并右京四条一坊戸主從七位上上毛野公奥麻呂戸口田辺来女等治開寺地為己墾田、依有罪人支儻、没官是実、寺家所占堺内、仍改正寺田、云々

とある。岸俊男氏は来女を奥麻呂の妻かと言われ、奥麻呂の越前少目時代、仲麻呂一族の力によつてその墾田を得たのであろうと推察されている。(『越前国東大寺領庄園をめぐる政治的動向』『古代学』第一巻第四号)

14 天平廿年十月廿一日の日付けある「造宮省輔藤原宅牒」(『大日本古文書』廿四・五二五頁)に「知宅事從八位上田辺氏立万□(里)」と見える。尚彼は勝宝七年八月散位從七位上として「元興寺勘經所解」(『大日本古文書』四・七三頁)に署名している上毛野君立万呂と同一人かと『日本古代人名辞典』云う。

15 乙麻呂は、勝宝二年十月、正五位上から一躍從三位に昇進し、大宰帥に任せられているのであるが、それが「八幡大神の教を以て也」というのである(統紀同年同月丙辰条)。宇佐八幡が大仏開眼のことからんで朝廷に結び付いた背後に仲麻呂の手があつたとすれば(北山茂夫氏「大仏開眼記」「万葉の世紀」所収)、乙

麻呂のこの異例の昇進は仲麻呂の差金であろう。乙麻呂を仲麻呂派と目して良い理由である。

16 野村忠夫氏、注12。

もつとも、石滝という人は、同様に宝字八年九月庚申(廿六日)条に外従五位下に昇った記事に終るが、それは、仲麻呂の乱(九月十一日~十七日)終熄よりより九日後のことなので、これは仲麻呂派ではなかつた筈である。同じ佐伯氏でも仲麻呂派毛人や逆に仲麻呂を討つて賞せられた伊多智、三野らが居たように、田辺氏(上毛野氏)の中でも家筋によつてわかるのであろう。切り崩し的懐柔的な昇叙といふことも十分考えられる。あるいは石滝は後述の諸兄派田辺史福麻呂と同じ家筋なのではあるまいか。

17 津瀬鶴久孝博士『万葉集新釈』
18 批稿『筑前守憶良の同僚・下僚』『万葉』第五十二号。
尾山篤二郎氏『大伴家持の研究』

(園田学園高校教諭)